めざします。だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり

やまぐちの社会福祉協議会

山口の県・市町社協
の主な取組を中心に
紹介したものです。

ふれあいネットワーク

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

社会福祉協議会（社協）は、全ての市町に設置されています

社会福祉法に基づき全国の市区町村、都道府県・指定都市、全国の段階にそれぞれ設置されています。
全国には、約1,900箇所、山口県内には県社協と19の市町社協があります。

全国社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、すべての都道府県・市区町村に設置される社協の中央組織です。

県内1箇所
都道府県・指定都市社会福祉協議会 全国67箇所

市町社協、民生委員・児童委員、福祉サービスを行う社会福祉施設や事業者等の関係者、ボランティア・市民活動団体、当事者団体等幅広い関係者により構成されています。

県内19箇所
市区町村社会福祉協議会 全国約1900箇所

地域住民（地区社協、町内会自治会、住民会員等）、福祉活動に関わる団体・組織（ボランティア・市民活動団体、民生委員・児童委員、当事者団体等）、福祉サービスを行う社会福祉施設や事業者、保健・医療・福祉・教育等の関係機関・行政等幅広い関係者により構成されています。

社会福祉法第４条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

社会福祉協議会（社協）は、「地域福祉でまちづくり」の実現を目指して活動しています

福祉関係者（民生委員児童委員協議会、社会福祉法人、社会福祉施設等）や保健・医療・教育などの関係機関の参加、協力のもと、地域福祉推進の中核組織として、様々な地域福祉に関する事業や支援活動等を展開しています。

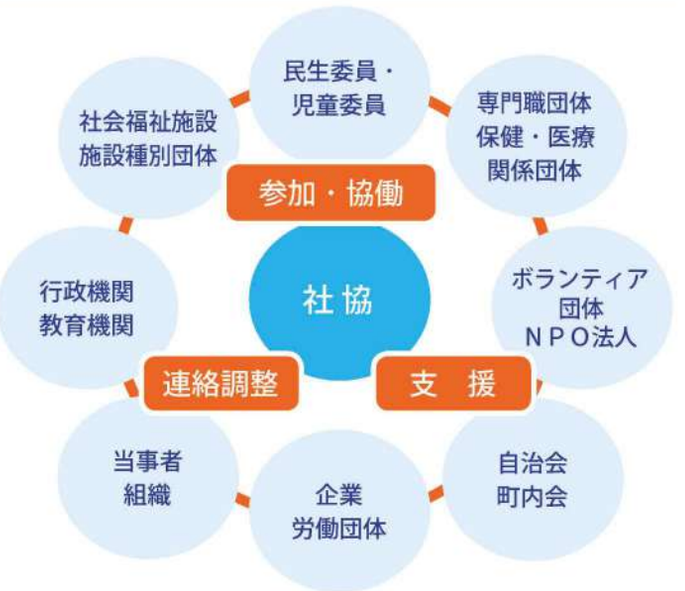

住民主体の原則

社協では、地域の福祉を推進していく基本的な主体は住民自身である、ということを「住民主体の原則」として確認し、社会福祉協議会基本要項に位置づけています。

社会福祉協議会（社協）シンボルマーク

このマークは、社会福祉協議会のシンボルマーク（全国共通）です。社会福祉及び社会福祉協議会の「社」を図案化し、「手をとりあって、明るいしあわせな社会を建設する姿を」を表現しています。昭和47年、全国社会福祉協議会20周年を記念して、公募によりデザインが選ばれ制定されました。

会員制度

「地域福祉でまちづくり」は、住民のみなさんをはじめ、福祉関係者、関係機関、団体、企業等が協力してすすめるものです。そのため、住民会員や賛助会員、施設会員といった会員制度を持っており、みなさんからの会費を役立てています。

県内の地域福祉を計画的にすすめます

地域福祉を推進するため、山口県全体、又は市町ごとに「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」を策定し、計画的な推進に取り組みます。

「地域福祉計画」（行政計画）と「地域福祉活動計画」（民間福祉活動計画）

2002年の社会福祉法の改正により、地域福祉計画が行政計画として規定されました。

社協では長年にわたって地域福祉の計画的な推進に取り組み、理論化を図ってきました。また、行政の地域福祉計画とも連動しながら、住民やボランティア、福祉施設、民生委員・児童委員等幅広い関係者に呼びかけて、民間福祉活動の計画である「地域福祉活動計画」の策定に多くの社協が取り組んでいます。

県社協では、昭和61年から始まった「福祉の輪づくり運動」を、山口県での地域福祉推進の核とし、山口県内の地域福祉を計画的に推進していくため、平成7年に第一次の活動計画（計画期間5年間）を策定し、以降5年毎に新たな計画を策定しています。

この計画は、県民、市町社協、関係機関・団体等が、それぞれの役割に基づいて取り組むべき地域福祉の方向を示すもので、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である市町社協が策定する地域福祉活動計画の指針としての役割を持っています。

地域福祉推進体制（計画）イメージ

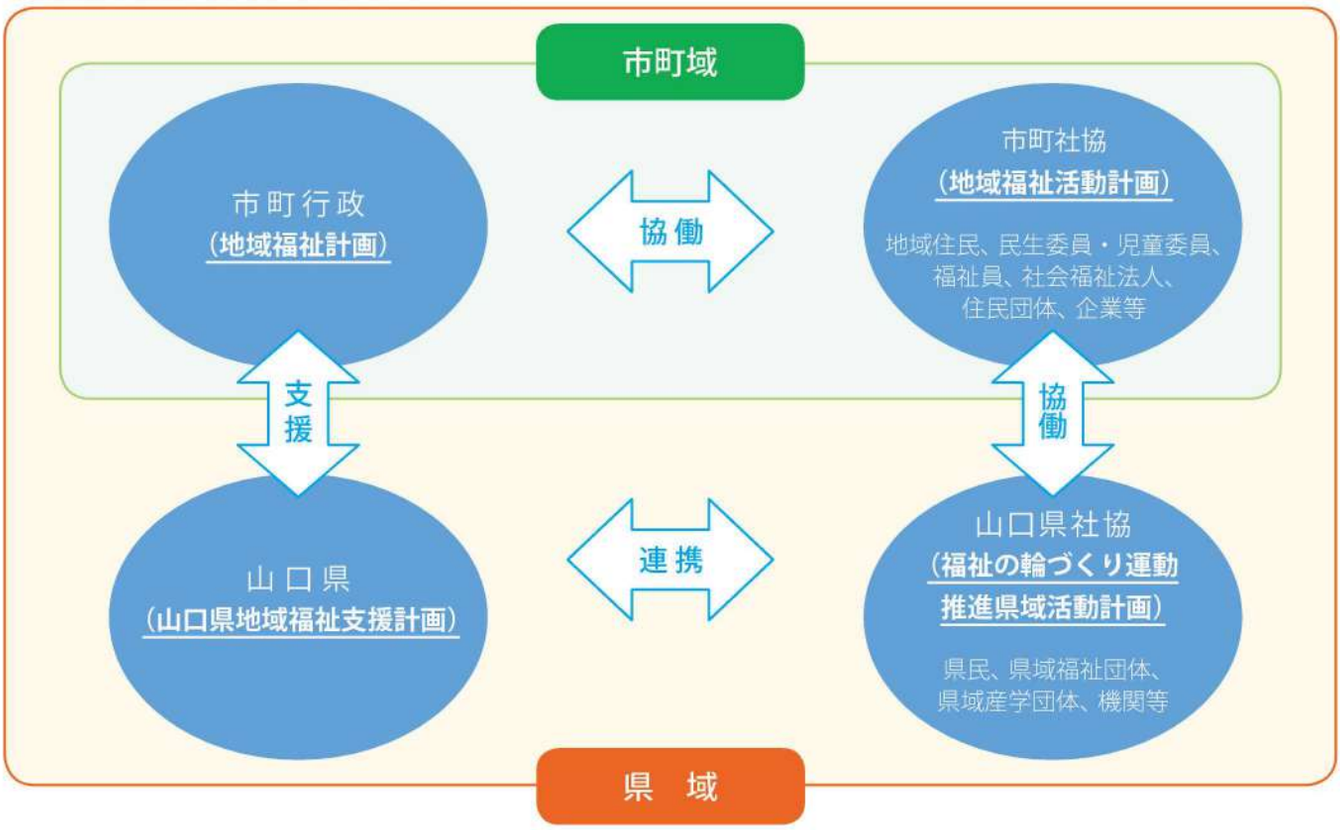

次頁から県社協、市町社協の主な取組を中心に紹介しています。市町の状況により内容や方法が違ったり、取組を行っていない場合があります。

「住み慣れた地域に住み続けたい」という思いを大切に「共に支え合う」地域づくりをすすめています

私たちの暮らす地域では、制度に基づくサービスだけでは対応できない困り事や生き辛さを抱えている人たちが多くいます。

そうした中で、社協は、地域の人々や医療・福祉関係者、民間事業者等が参加した地域福祉・生活支援活動の仕組みづくりをすすめ、「共に支え合う」地域づくりをめざしています。

地域でともにすすめる見守り活動　～地域住民による様々な見守りネットワークづくりの推進～

見守り活動は、住民同士が「あいさつ」や「声かけ」等、日常生活の中で無理なく行えるお互いが支えあう活動です。こうした地域住民同士の関わりが、ちょっとした困りごとへの早期対応や孤立・閉じこもりを防ぐことにつながります。また、社協と共に民生委員・児童委員、福祉員、郵便配達員等民間事業者、福祉施設等の様々な関係者・団体が連携したネットワークによる見守り活動も広がっています。

見守りの方法については、「お宅に訪問してお話をする」「生活の様子（窓の明かりやカーテンの開閉、郵便物等）に気を配る」等、対象者の意向を尊重した活動が行われています。

実際に見守り活動を行っている対象者

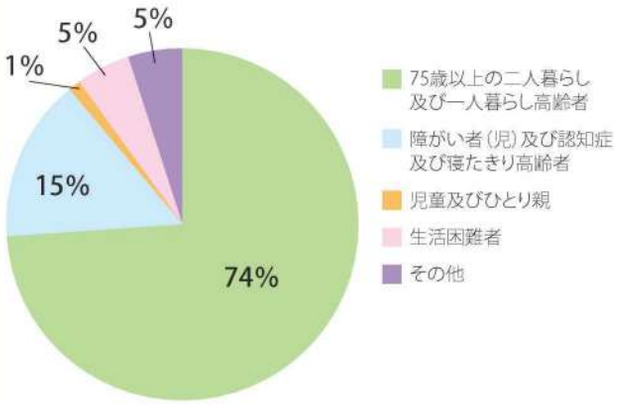

見守り対象者の抱える問題

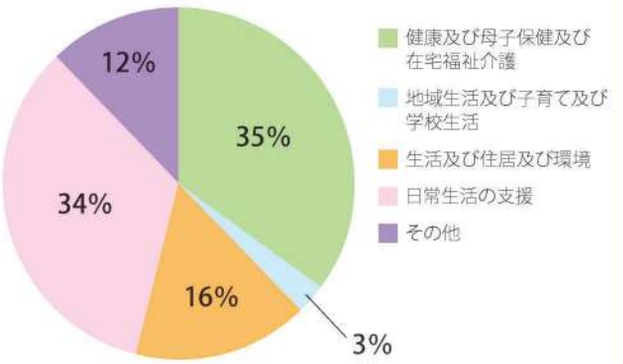

（H29 地域福祉活動実態調査）

関係者・団体が連携した見守り活動の事例紹介

柳井市社協では、市福祉事務所、警察署、消防関係者等の公的機関の方々をはじめ、社会福祉施設、郵便配達員、民生委員・児童委員、福祉員等、多くの関係者が参加し伊陸地区社協において「高齢者等の見守り・支え合い模擬訓練」を行いました。訓練がきっかけとなり、市内全域で高齢者等と関わりのある民間事業者、柳井市、柳井市社協の三者で見守り活動に関する協定を締結し、見守り活動の充実・強化に努めています。（民間事業者：49事業所）H30.2.28現在

模擬訓練の様子（伊陸地区社協）

民間事業者、地区社協等との
柳井市地域見守り活動関係者会議

身近な地域に誰もが気軽に集い交流できる場をつくります
～ふれあい・いきいきサロンの普及、啓発～

サロンとは、住民同士が気軽に集まり自由に過ごすことができる交流の場です。

こうした場所（サロン）があることは、地域の中に仲間が増える、心と体の健康が維持できる、地域の福祉力が向上する等、様々な効果があります。

社協は、誰もが住みなれた地域に居場所を持ち、仲間と一緒に不安なく過ごせるよう、サロン活動を支援しています。

サロンは県内全ての市町で実施されており、茶話会、健康体操、保健相談、レクリエーション等、活動内容も様々です。

サロンの対象種類別件数

高齢者	1,451箇所
認知症	255箇所
子育て	60箇所
障がい者	19箇所
区分なし・その他	240箇所

（H29地域福祉活動実態調査）

サロンの主な担い手

福祉員
民生委員・児童委員
老人クラブ
ボランティア
自治会
社協職員　など

（H29地域福祉活動実態調査）

みんなで楽しく過ごす場が、閉じこもりや孤立を防ぎ、困り事の発見の場にもなっています。

レクリエーション

健康体操

子育て支援

小地域での福祉活動を推進していく基盤となる地区社会福祉協議会

小学校区域や中学校区域などの小地域で中核となって地域福祉活動をすすめるのが地区社会福祉協議会（以下、地区社協）です。

地域の困りごとの実態把握や見守り活動、住民同士が話し合う住民座談会、小地域福祉活動計画づくりなどをとおして、地域の課題解決に取り組んでいます。

市町社協では、地区社協の設置や運営、活動等を支援しています。

＊地区社協の設置状況　16市町 270箇所（H29地域福祉活動実態調査）

地区社協では…

地区社協で、「これからの自分達の地域」について考えるワークショップを実施しています。
（桜木地区社協：周南市）

市社協の支援

地区社協を圏域ごとに分けて、それぞれの地区社協の役員が研修を通じて学んだり、情報交換できる地区社協連絡会議を開催し、地区社協活動を支援しています。
（徳山地区社協連絡会：周南市）

ちょっとした困りごとを「お互い様」の気持ちで解決します
～有償助け合いサービスの運営及び立ち上げ支援～

制度によるサービスでは支えきれない福祉ニーズに応えて、ちょっとした困りごとに対応できる仕組みとして、住民同士の支えあいによる有償助け合いサービスがあり、社協では、サービスの運営や立ち上げ支援を行っています。

現在、山口県内では15の市町で有償助け合いサービスが実施されています。

サービスの内容

家事援助に関すること	5,532件
介護に関すること	948件
保育・教育に関すること	33件
住宅改善に関すること	85件
移送に関すること	16件
その他	1,092件

（H29地域福祉活動実態調査）

主な対象者

介護を必要とする高齢者（世帯）
一人暮らし高齢者
高齢者夫婦世帯
身体障がい児・者（世帯）
知的障がい児・者（世帯）
妊産婦・乳幼児のいる世帯　　など

（H29地域福祉活動実態調査）

Q＆A

Q：住民同士の助け合い活動なのにどうして有償なの？
A：サービスを受ける側も担う側も対等な立場に近くなる、だから有償。

受け手側

気兼ねが減る
無償でやってもらっているので何も言えない等の受け手の心の負担が軽くなります。

受け手の声が反映されやすくなる
サービスの質や内容の向上につながります。

自立の支援
やってもらう人から利用する人に、受身ではなく対等な立場で主体的に生活を送ることができます。

利用料があると

担い手側

活動に責任が伴う
利用料をいただくことで、サービスの内容や質の維持に取組もうとします。

活動したことの実感が持てる
利用料をいただくことで、自分の活動の実績として実感が持てます。

活動にけじめがつく
担い手の過度な負担を減らすことにつながります。

庭の草取り
むつみ元気支援隊（萩市）

ゴミ出しサービス
大森自治会（宇部市）

誰もが安心できる、心豊かな暮らしを支えます
～在宅福祉サービス～

地域の生活を支える在宅福祉サービス事業

日常生活を送るうえで介護やその他の支援が必要になっても、「今まで暮らしてきた地域で生活し続けたい」、そうした願いを叶え、誰もが安心して生活し続けるために、それぞれの生活に寄り添った支援を行うのが在宅福祉サービスです。介護保険事業、障害福祉サービス事業といった公的サービスや見守りを兼ねた配食サービス等、様々なサービスを実施しています。また、在宅介護をしている家族を支える活動も支援しています。

介護保険事業実施社協

訪問介護	14社協
通所介護	8社協
居宅介護支援	15社協

（H29 地域福祉活動実態調査）

障害福祉サービス事業実施社協

居宅介護	9社協
重度訪問介護	5社協
計画相談支援	5社協

（H29 地域福祉活動実態調査）

～利用者の在宅生活を支えていくための取組事例～

『介護者のつどい』の様子（平生町）

家族の介護力は、要介護者にとって住み慣れたご自宅で暮らし続けるために大きな力となります。介護者のみなさんが抱える介護の不安や悩みを共有できる場、在宅介護に関する情報を発信する場として「介護者のつどい」を開催しています。

『福栄地区ケア会議』の様子（萩市）

地域内での困りごとや福祉サービス事業所内での困難事例等について、行政、地域包括支援センター、社協、各福祉サービス事業所等と共有・協議する場を定期的に設けています。

在宅福祉サービス以外にも、例えばコミュニケーション支援［手話通訳者・要約筆記者の派遣］など、日常生活の支援に取組んでいます

市町社協では、聴覚に障がいを持つ方、音声・言語機能に障がいを持つ方々の社会的自立、日常生活を送る上でのコミュニケーションを支援するために手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。病院での診察、役所（場）や銀行での手続き、研修会や講演会への参加等に利用いただけます。お住まいの市町社協にお尋ねください。

地域の様々な力を活かします
～ボランティア活動・福祉教育の推進～

「まちを住みよくするため、できることは参加したい」という気持ちを持つ地域住民や学校、企業等によるボランティア活動が広がっています。

社協では、ボランティアセンターを設置してボランティアに関する相談や情報提供、住民の福祉意識の醸成を図る住民講座の開催により、活動環境を整え、ボランティア・福祉教育を推進しています。

地域のボランティア活動を応援します

ボランティア活動に参加したい人とボランティアの助けを必要としている人の情報を把握してマッチングを行います。また、ボランティアの裾野を広げるために様々な講座を開催したり、ボランティア連絡協議会の運営の相談にも対応しています。

ボランティアに関する相談に対応します

・ボランティア活動の様子が知りたい、参加してみたい
・ボランティア活動のための器材を借りたい
・ボランティア活動の支援を必要としている

ボランティアに関する学習支援を行います

・学校や地域住民、企業などを対象としたボランティア講座の開催

ボランティア活動団体等の運営を支援します

・ボランティアグループ等の相談や支援等
・ボランティアグループ等のネットワーク作り

ボランティア関連の保険を受け付けます

・万が一に備えて活動者の負担を軽減する保険の加入受付

収集した使用済み切手を整理するボランティアのみなさんです。　（山口市）

ある日のボランティア研修会の様子です。（山口県）

企業等の社会貢献活動を支援しています

企業等において地域社会の一員であるという考えから、企業の特色を活かして、よりよい社会づくりのために取り組む活動が社会貢献活動です。

その活動は社会状況の変化や度重なる災害発生などにより、幅広い分野での活動となっています。

社協では、企業等の社会貢献活動を応援し、連携した取組を実施しています。

取組 その１

県社協では山口県と協議の上、県内で社会貢献活動や従業員の行うボランティア活動への支援等を積極的に行っている企業等を「企業ボランティア活動促進モデル事業所」に指定し、企業と社協が連携した、地域に密着した社会貢献活動（ボランティア活動）を促進しています。

＊企業ボランティア活動促進モデル事業所数

平成30年１月１日現在、15市町の67事業所が指定されています。

取組 その２

社協では地域課題解決に向けて、地域住民や企業と連携して活動をしたり、支援を行ったりしています。

地域住民と企業、社協が連携した事例紹介

地域住民×企業×社協のコラボ企画「なかくらの里山再生プロジェクト」

岩国市社協では地域住民や企業と連携して、里山の自然豊かな美しい景観を復活させ、守っていくために、中山間地域が抱える課題解決に取り組むプロジェクトを立ち上げて活動しています。

プロジェクト会議の様子

地域住民・企業・社協の皆さんによる会議の様子です。

プロジェクト実施の様子

耕作放棄地を活用したそばづくりの集大成として、「中倉そばまつり」が開催されました。

そば打ち体験、石臼製粉、そば藁を使った落ち葉焚きと焼き芋など、里山の資源を活かした沢山の体験プログラムがあり、多くの方々が参加されました。

福祉の心を育みます　～福祉教育の推進～

「福祉教育」は、共に暮らす高齢者や障がい者を含めた様々な方々との交流や、地域を見つめなおすといった気づきをうながす機会（体験）をとおして、お互いに助け合うことの大切さを感じ、地域に暮らす１人としてできることは何かを考え、行動するための力を育むことです。子どもから大人まで、地域で暮らすみなさんが対象とされています。様々な体験学習や研修会などに参加し体験することで、地域住民の方の福祉意識の向上をめざしています。

社協が行っている主な福祉教育内容

高齢者疑似体験
車いす体験
点字・手話体験
アイマスク体験（目の不自由さ体験）など

（H29 地域福祉活動実態調査）

高齢者疑似体験セットの貸出

15の市町社協で貸出を行っています。

車いす等の貸出

車いすは16市町社協で貸出を行っています。
その他にも様々な福祉用具、ボランティア活動機材の貸出を行っています。お住まいの市町社協にお尋ねください。

（H29 地域福祉活動実態調査）

高齢者疑似体験の様子（萩市）

ヘッドホンや特殊眼鏡、手足の重り等の装具を着けて、高齢者の日常生活を擬似的に体験することにより、高齢者の気持ちや介護方法を体験的に学びます。

ふうせんバレー体験の様子（美祢市）

鈴が入ったふうせんを床に落とさないように繋ぎ、チームの全員が触ってから相手のコートに返すというルールです。

障がいの有無に関わらず、老若男女がお互いに助け合い、共に平等に社会の一員として生活し活動するノーマライゼーションを体感するバリアフリースポーツです。

社協と学校がともに取り組んでいる福祉教育（下関市）

広く「福祉」を学ぶことは、「人を大切にする」「命を大切にする」ことを学ぶことになり、様々な「教育」と共通の基盤を持つものです。福祉を推進する「社協」と教育を行う「学校」が協働することにより、より良い福祉教育を行うことができます。

写真は、耳の不自由な方を講師に招き、手話だけではなく、声を出さずに伝える方法など、様々なコミュニケーションについて小学生が学んでいる様子です。

被災した住民や地域の気持ちに寄り添い、生活復旧・復興を支援します

地元住民や他団体と連携した災害ボランティアセンターの運営

1995年の阪神・淡路大震災、2004年の新潟県中越地震、2011年の東日本大震災等、全国各地で災害が発生しています。災害時においては、被災規模や地域の状況を考慮し、地元社協が中心となり、「被災者中心」「地元主体」「協働」を原則に、地元住民や他の団体と連携しながら、災害ボランティアセンターの設置・運営、そして生活支援や長いスパンでの復興支援といった一連の支援を行っています。

また、県内で災害が発生した場合、地元社協への支援が必要な場合は、社協ネットワークを活かして、応援職員を派遣する協定を結んでいます。

災害ボランティア活動内容の例

※泥だしやがれきの撤去作業だけではありません!!

- 被災家屋や私有地の片付け、清掃作業、ゴミ出し
- 避難所での支援
- サロン活動などの被災された方の交流の場づくり
- 復興期における地域おこしの支援　　など

様々な支援のカタチがあります!!

◎近年発生した山口県の災害

平成17年　台風14号　岩国市・美川町
平成21年　中国・九州北部豪雨　山口市・防府市
平成22年　豪雨災害　美祢市・山陽小野田市
平成25年　豪雨災害　山口市・萩市
平成26年　豪雨災害　岩国市・和木町

床下の泥だしは多くの方々に協力いただいています

災害ボランティアセンターの様子です

復興にむけた地域おこしの支援活動の様子です

災害時にも活躍していただく地域の方とのつながりづくりを行っています

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために

日常生活上の判断が十分できず、意思表示等を本人のみでは適切に行うことが困難な方々が、不安をなくし地域でいきいきと安心して生活できるように、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等のお手伝いをします。

地域で安心して暮らせるよう支援する地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等の判断能力が十分でない方々が、自らがサービスを選択し、地域でできるだけ自立・安心して生活ができるよう、福祉サービスの利用援助や日常生活に必要な金銭管理、重要な書類等の預かり等を行います。

相談や支援計画をつくるまでの費用は無料ですが、支援計画に基づいて行う援助には、利用料が必要です。

福祉サービス利用援助サービス〈利用料：無料〉

＊福祉サービスを利用する、又は利用を止めるために必要なことを一緒に考えながら手続きをします。
＊福祉サービスに関する苦情をお受けし、解決のための手続きなどに関する援助をします。
＊悪質訪問販売などの消費トラブルなどへの対応を一緒に考えます。

日常的金銭管理サービス〈利用料：１回１時間程度＝1,870円（生活保護を受けている方は無料）〉

＊福祉サービスの利用料を支払う手続きをします。
＊医療費、税金、公共料金、家賃、日用品等の代金を支払う手続きをします。
＊年金や福祉手当をもらうために必要な手続きを援助します。
＊上記の支払に伴う預金の払戻、預金の預入等の手続きをします。

書類等預かりサービス〈利用料：金融機関の貸金庫利用料実費〉

＊お預かりできるもの
年金証書、預金通帳、証書（保険証書、不動産証書、契約書等）
実印、銀行印、その他、社会福祉協議会が適当と認めた書類

山口県での取組み状況

平成11年10月の制度開始時から、各市町社協に推進員を配置し、積極的に利用援助を必要とする人々の発見に努めたり、利用者の見守りをしたり、他の機関や制度を利用するための援助や調整、助言を行っています。

また、適正な契約及び解約が行われるよう、市町社協から提出された全ての案件について審査を行い、法律・福祉の専門家からの助言を受け、支援をしています。

市町社協の契約状況　（平成29年３月31日現在）

社協名	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計	社協名	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
下関市	64	18	37	9	128	美祢市	17	13	12	5	47
宇部市	104	37	62	15	218	周南市	37	11	24	3	75
山口市	58	31	43	4	136	山陽小野田市	12	7	10	2	31
萩　市	35	22	20	11	88	周防大島町	8	5	13	1	27
防府市	16	9	9	5	39	和木町	0	0	0	0	0
下松市	19	3	6	1	29	上関町	5	1	0	0	6
岩国市	52	21	35	7	115	田布施町	5	3	2	1	11
光　市	32	8	9	1	50	平生町	2	2	1	0	5
長門市	7	9	15	3	34	阿武町	3	2	1	0	6
柳井市	11	5	21	1	38	合計	487	207	320	69	1,083

地域住民の暮らしと権利を守る法人成年後見事業

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人等」）が、法定の権限に基づいて、本人の財産の管理や身上監護を行う制度です。

成年後見人等には、本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家や福祉関係の公益法人等がなることができ、社協も社会福祉法人として成年後見人等になることができます。

成年後見制度の内容

成年後見制度

- **法定後見**：親族等の請求により裁判所が成年後見人等を選任
  - **補助**：認知症や知的障がい、精神障がい等によって、判断能力が十分でない方
  - **保佐**：認知症や知的障がい、精神障がい等によって、判断能力が著しく不十分な方
  - **後見**：認知症や知的障がい、精神障がい等によって、判断能力が全くない方
- **任意後見**：判断能力が十分なうちに将来の判断能力の低下に備えて、公証役場であらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って、任意後見人が本人を援助

山口県での取組み状況

判断能力が低下し、地域福祉権利擁護事業だけでは対応しきれない場合には、社協が社会福祉法人として成年後見人等となり、継続的に支援をする取組を進めています。

これまで、県社協・県内の12市社協で94件のケースを支援しています。

（平成29年3月31日現在）

社協名	件数	社協名	件数	社協名	件数	社協名	件数
下関市	19	萩　市	14	岩国市	6	美祢市	7
宇部市	16	防府市	6	長門市	1	周南市	13
山口市	3	下松市	4	柳井市	2	山陽小野田市	2
						県社協	1

法人成年後見に期待されること

長期的・継続的な支援

後見人等としての職務が長期にわたる場合でも、その法人が存続する限り、継続的に支援を行います。

安定的なサービスの提供

組織的な対応により、複数の人が業務にかかわることで、不正に対するチェック機能が働きます。また、すでに地域福祉権利擁護事業や施設におけるサービスにおいて、利用者の金銭管理を行っている実績があるため、そのノウハウを生かした支援を行います。

担い手の不足している地域への対応

後見人等の担い手が不足している地域では、社協等の法人が後見人等になり地域を支えます。また、低所得等で、後見人等の選任が見込めない方への最後の砦として受任をします。

身上監護を専門として支援

法人のなかでも、福祉サービスの利用援助等、身上監護を得意としているため、その方の生活全般のマネジメントを視野に入れた後見業務ができます。さらに、今まで本人への支援で関わってきた法人が引き続き後見人等になることで、本人や親族等の安心感にもつながります。

※身上監護とは：安心して生活を送ることができるように、生活、治療、療養、介護などの「身の上」の手続きを行うことです。福祉サービスを利用したり止めたりするための手続きや、病院での治療や入退院のための手続き等があります。

暮らしや地域の困りごとの解決に向けてお手伝いをしています

社協では、暮らしや地域の困りごとについて相談を受け、その解決に向けて、多様な相談機関や地域のネットワークを生かしながらお手伝いをしています。

「誰に相談したらよいかわからない」、「解決の糸口が見つからない」といった場合は、お近くの市町社協へお問い合わせください。

総合相談の実施

■**心配ごと相談**…生活する上で困ったことや、心配なこと、不安や悩みを聞いて一緒に解決できるよう考えていきます。法律相談等も実施しています。

■**福祉総合相談**…福祉、生活に関わるすべての相談を受け止め、専門相談機関等と連携し、問題解決に向けて相談・援助をすすめていきます。

※個人だけではなく、地域の団体組織からの相談も受け止め解決に向けて取り組みます。

市町社協の相談事業実施状況

＊福祉総合相談　８社協

＊心配ごと相談　９社協

生活福祉資金の貸付

低所得・障害者・高齢者の世帯を対象に、生活や教育に必要な資金の貸付を行っており、申請時に相談支援を行ってから貸付をすることで、安定した生活を送ることができるようになることを目的としています。相談、申込みは、各市町社協が窓口となります。

総合支援資金	失業等で収入が無く、生活の建て直しのために必要な生活費及び一時的な資金の貸付
緊急小口資金	一定の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の貸付
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対して、日常生活を送る上で一時的に必要であると見込まれる経費としての貸付
教育支援資金	低所得世帯に属する者が、高等学校、大学又は高等専門学校に就学或いは入学に際して必要な経費としての貸付
不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯若しくは要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金

生活困窮者自立支援制度における事業の実施

2015年４月から、生活困窮者自立支援法に基づく新たな支援制度がスタートしました。本制度は生活困窮世帯全般の困りごとに対応し、働きたいのに働けない、住む所がない、家族のことで悩んでいる等の相談を受け付け、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。窓口は市町によって異なりますが、まずはお近くの市町社協にご相談ください。

実施者（窓口）	該当市町
市町社協	下関市、宇部市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、美祢市、周南市、山陽小野田市
市町（福祉事務所）	萩市、柳井市、周防大島町、阿武町
山口県（東部社会福祉事務所）	和木町、上関町、田布施町、平生町
山口県労働者福祉協議会	山口市

社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進を図ります

地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、既存の制度では対応できない公益的な取組を社協と社会福祉法人が協働して取り組みます。

いつもあなたのそばにいる～暮らしを支える社会福祉法人～

地域で暮らしていく上で生じる様々な問題は、複雑に重なり合っているものも多くあり、制度では十分に対応できない問題もあります。

社会福祉法人は、既存の社会福祉事業を実施するにとどまらず、地域社会の様々な福祉課題、生活課題に取り組むことが責務として社会福祉法に明記されています。

その取組には、地域福祉をすすめる様々な関係機関や個人との連携・協働が期待されています。

そこで、県社協では、市町ごとに地域公益活動の推進体制を構築するための支援を行っています。

コラム❶ 「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて、ますます重要となる社協と社会福祉法人・福祉施設の協働

山口県では、昭和61年から県・市町社協を中心として「困ったときにお互いが助け合える組織をつくろう」のスローガンのもとに「福祉の輪づくり運動」を展開しています。

国においては、これからの地域社会のあり方として、「我が事、丸ごと」地域共生社会の実現を掲げ、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持って支え合い、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域づくりが推進されています。

国の地域共生社会の実現に向けたこの取組は、まさに「福祉の輪づくり運動」の実践であり、これまでの取組のノウハウを活かし、社協と社会福祉法人・福祉施設との協働がさらに深まることが期待されています。

特に、地域における公益的な取組の実施が責務となり、地域の幅広い生活・福祉ニーズに対応していく社会福祉法人・福祉施設には、地域共生社会の中核的な担い手として、重要な役割が求められています。

コラム❷ 社会福祉法人による地域における公益的な取組の責務

改正社会福祉法第24条第２項に社会福祉法人による地域における公益的な取組の責務が明記されました。これにより、すべての社会福祉法人は、資産の有無に関わらず、他の事業主体では対応が困難な生活、福祉ニーズに対応し、地域で支援を必要とする人に対して支援することが明記されました。

【地域における公益的な取組の要件】

①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される**福祉サービス**であること
②**日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者**に対するものであること
③**無料又は定額な料金**で提供されること

平成30年１月には、地域における公益的な取組の弾力的な取扱いが通知され、これまでは、支援が必要な者が直接的に支援（利益）を受ける取組のみが対象であったものが、間接的に支援を受ける取組、地域の創意工夫やニーズに合わせた取組が対象となりました。

【弾力化により対象となる具体的な取組例】

○地域共生社会の実現に向けた取組
・住民の居場所づくり（ふれあい・いきいきサロン）
・活動場所の提供等を通じた地域課題の把握
○住民ボランティアの育成
○災害時に備えた地域のコミュニティづくり
○住民に対する福祉に関する学習会や介護予防に資する講習会

こうした取組は、社協、社会福祉法人・福祉施設において、従来から取り組まれている内容であり、相互のノウハウを活かして、さらなる取組の推進や発展が期待されます。

社会福祉を目的とする活動に関わる方々との連携・協働・支援

社協は、社会福祉を目的とする事業・活動に関わる組織・団体や個人と連絡、調整を行いながら連携、協働して事業をすすめています。

福祉関係団体の運営支援

福祉施設、種別、専門職等の福祉関係団体の事務局を受託し、運営の支援を行っているとともに、連携しながら地域福祉を推進しています。

＊県社協に事務局のある福祉団体（平成30年３月１日現在）

山口県社会福祉法人経営者協議会
山口県民生委員児童委員協議会
一般財団法人山口県老人クラブ連合会
山口県老人福祉施設協議会
山口県デイサービスセンター協議会
山口県地域包括・在宅介護支援センター協議会
山口県訪問介護事業所連絡協議会
一般社団法人山口県介護福祉士会
山口県介護保険関係団体連絡協議会
山口県障害福祉サービス協議会

＊市町社協に事務局のある団体（市町によって異なります）

市町共同募金委員会
市町民生委員児童委員協議会
市町老人クラブ連合会
市町福祉員連絡協議会
市町ボランティア（グループ）連絡協議会
市町身体障害者団体連合会
市町身体障害者福祉協議会
市町手をつなぐ育成会連合会
市町母子寡婦福祉連合会
市町母親クラブ連絡協議会
市町連合遺族会
市町保護区保護司会
市町更生保護協会
市町障害者スポーツ協会
「小さな親切」運動の支部
在宅介護者家族の会　　など

山口県共同募金会との連携

共同募金運動で集められた募金は、地域における様々な福祉課題、生活課題を解決するための活動や草の根のボランティア活動を支援するために使われています。

また、大きな災害が起こった時には、復旧・復興のための活動を支援するために使われます。

社協も共同募金会も「地域福祉を推進する」ことを目的とした団体です。

社協は、赤い羽根共同募金運動や歳末助け合い運動の普及啓発に、共同募金会とともに取り組んでいます。

共同募金運動はボランティアをはじめ地域の皆さんの協力によりすすめられています

募金は地域の様々な福祉活動に使われています

司法と福祉の橋渡し　～山口県地域生活定着支援センター～

障がい等を有する矯正施設退所者等が、地域で平穏な生活を送るためのお手伝いをします。

高齢又は障がいを有するために福祉の支援を必要とする矯正施設退所者等が、地域に定着し、安心して日常生活を送ることができるように、生活環境を整えることが必要です。

山口県地域生活定着支援センターでは、保護観察所・矯正施設や地域の行政・福祉・医療関係機関等と協働しながら、矯正施設退所者等が退所後に安心した日常生活が送れるように、福祉サービス等につなげるとともに、こうした方々を受け入れる地域づくりに取り組んでいます。

地域生活定着支援センターの業務内容

コーディネート業務

矯正施設・保護観察所からの依頼に基づき、特別調整対象者の入所中から関わり、出所後の受け入れ体制を整える支援を行います。

相談支援業務

地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談等に対応します。

フォローアップ業務

出所後も継続して関わり、入所施設等へのアフターケアや一時的な帰住先からの移行調整等の支援を行います。

啓発活動

福祉関係機関及び地域住民への啓発活動を行います。

特別調整対象者となる主な要件

①高齢又は、障がいのある（身体、知的、精神障がい）こと
②釈放後の住居がないこと
③釈放後に自立した生活を営む上で、福祉サービス等を受けることが必要であると認められること

支援状況（平成29年3月31日現在）

平成21年の制度開始時から、これまで高齢又は障がいを有するために福祉の支援を必要とする矯正施設退所者103人の方々に対して、地域で安心して暮らし続けることができるように、生活環境を整えるお手伝いをしています。

高齢者（65歳以上）	47人	身体障害者	4人
知的障害者	29人	合　計	128人
精神障害者	48人	※重複している人がいます。	

年齢別			
10～20歳代	6人	60歳代	24人
30～40歳代	26人	70歳代以上	32人
50歳代	15人	合　計	103人

帰住先	
更生保護施設、自立準備ホーム	29人
自宅、アパート、公営住宅等	8人
障害者福祉施設	6人
病院	19人
救護施設	9人
高齢者福祉施設	7人
調整中等	19人
その他	6人
合　計	103人

生涯現役！シニア（中高年・高齢者）の社会参加を支援します！
～山口県生涯現役推進センター～

「山口県生涯現役推進センター」は、シニア（中高年・高齢者）の方々が、健康で生きがいをもって地域社会に参加できるよう支援します

高齢者をはじめ、これから年齢を重ねるすべての方々が、生涯を通じて健やかで自立した生活を送り、豊富な知識や経験、技能を活かして、仕事やボランティア活動、生涯学習・スポーツ等、様々な分野でいきいきと活躍できる「生涯現役社会」づくりに取り組んでいます。

ねんりんピック山口（山口県健康福祉祭）『スポーツ文化交流大会』・『美術展』の開催

『ねんりんピック山口』の愛称で親しまれている、60歳以上の方を対象としたスポーツと文化の祭典です。毎年、各都道府県の持ち回りで開催される全国健康福祉祭の予選を兼ねて開催しています。

- **「スポーツ文化交流大会」**：卓球・テニス・囲碁など20種目
- **「美術展」**：日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真の６部門

「アクティブシニア応援プログラム」による人材養成

県や市町ほか各種団体が実施する県民向けのセミナーや研修会等の情報を幅広く収集し、目的・分野別等で整理を行い、プログラムとして編成いたしました。

本プログラムは、地域で活躍するシニアに対して、「学びの場」の情報を発信することで、地域で活躍するシニアを応援しています。

冊子は、生涯現役推進センターホームページ（http://geneki.jp/）からダウンロードすることができます。

おいでませ！シニア隊の活動支援

「おいでませ！シニア隊」は、「ねんりんピックおいでませ！山口2015」のPRとおもてなしの人材として、平成26年10月に山口県知事より委嘱を受け、大活躍されました。その成果を継承・発展するために、平成28年度から県社協会長の委嘱により、生涯現役社会づくりに向けた各種取組で活躍されています。

おいでませ！シニア隊の主な取組

- ねんりんピック山口（山口県健康福祉祭）「スポーツ文化交流大会」における受付業務、開会式の運営補助
- ねんりんピック山口（山口県健康福祉祭）「美術展」における受付業務、会場案内
- ねんりんピック山口（山口県健康福祉祭）「文化活動交流会」における会場設営、案内誘導
- 老人クラブ活動推進リーダー養成講座における受付業務　等

福祉・介護サービスを支える意欲と能力にあふれる人材を育成します ～福祉研修センター～

専門性や仕事への意欲を高めるための研修プログラムを実施しています

福祉・介護に関わる方々を対象に、今日よりも明日と先を見据え、今、自分たちができることを実践して着実にキャリアアップを図っていくことができるよう、様々な研修会を企画・運営しています。

また、県民の皆様に介護に関する正しい知識や技術を学んでいただくとともに、介護に関する相談等も受け付けています。

各階層に必要なスキルの習得をめざす研修

新任職員から中堅職員、チームリーダーなど各階層において、仕事を進めていく上で必要とされる知識や考え方、福祉専門職として業務に携わる上での姿勢等を学びます。

＊福祉職員キャリアパス対応生涯研修過程（初任者、中堅、チームリーダー、管理職）

資格の取得や更新スキルアップのための研修

＊介護支援専門員関係研修
＊たんの吸引等の実施のための研修
＊認知症関係研修
＊福祉用具・住宅改修研修
＊介護福祉士国家試験（筆記）対策講習会
＊介護支援専門員実務研修受講試験事前講習会
＊介護職員実務者研修通信課程　　など

福祉研修センターは、山口県セミナーパークの中にあります。

旬なテーマに関する研修

社会で注目されている「大人の発達障害」や、対人援助職が抱えやすいストレスとの付き合い方など、その時々の旬なテーマを設定した研修を行い、必要な知識を身につけ、適切な支援へつなげることをめざします。

【過去の主な内容】
＊大人の発達障害への理解とサポート研修　～「つまずき」から「強み」へ～
＊ストレスの現状を考える研修会～対人援助職に効く心の免疫力を高めるワークショップ～

どなたでも参加できる介護講座

介護をしている方、介護に関心のある方、自分自身のために学びたい方など、いろいろな方が学べる講座を行います。

＊介護技術専門講座
毎月、曜日とテーマを定めて実施します。
個人で申し込み、当センターで受講できます。

＊介護入門講座
グループや団体で当センターまでお越しください。要望に沿った内容が受講できます。

＊介護体験・出前介護講座
要望に応じ、専門講師や職員が出向きます。

介護技術専門講座の様子

「据置型介護用リフト」等介護機器の紹介、説明をしています。

福祉、介護、保育の人材確保の支援と「福祉の仕事」の魅力を発信します ～山口県福祉人材センター～

「福祉の仕事」に関する相談や紹介等を行っています　～無料職業紹介事業～

福祉・介護の仕事は、人々の暮らしの中でなくてはならない仕事です。山口県福祉人材センターでは、福祉・介護の仕事で働きたい方（求職者）と人材を求める社会福祉施設・事業所（求人者）との出会いの橋渡し、サポートをしています。

山口県福祉人材センターは、社会福祉法に基づき、県知事の指定を受けて、山口県社会福祉協議会に設置されています

県内のハローワークとも連携しながら、福祉の仕事に関する相談や紹介を行っています。

無料職業紹介の他、福祉・介護・保育の人材確保・定着支援や社会福祉の仕事の魅力を発信する広報啓発等を行っています。

幅広く福祉、介護、保育の仕事への理解・関心を持っていただき、福祉の仕事に就職していただけるように、様々な事業を展開しています。

≪福祉人材無料職業紹介所のしくみ≫

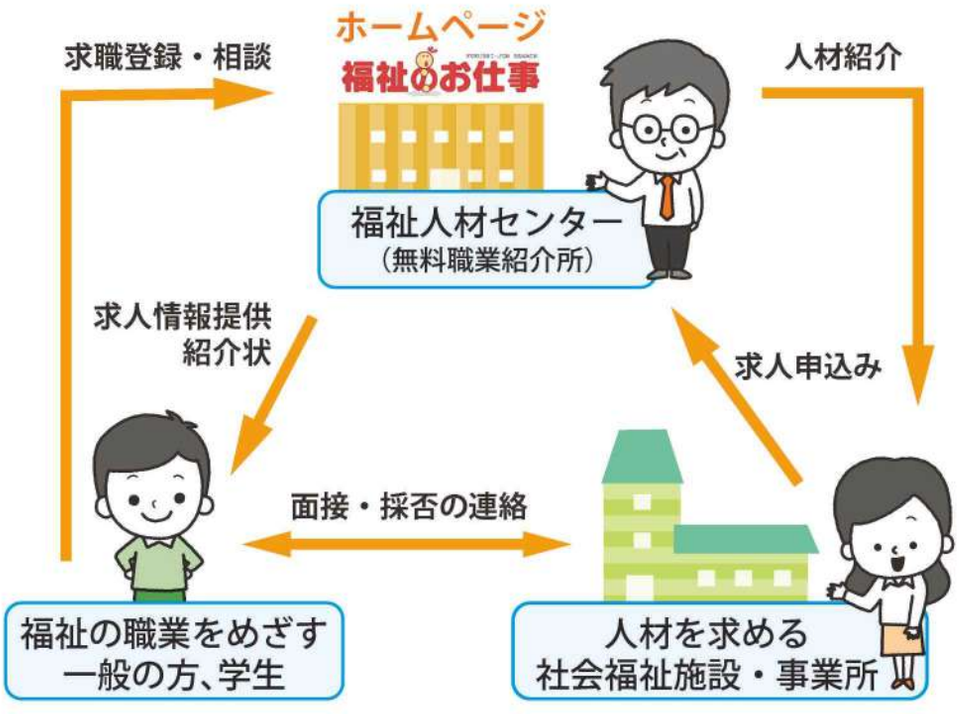

無料職業紹介とは

「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立を斡旋すること。」（職業安定法）をいいます。

求職者の皆様にインターネット上で求人情報を提供し、希望の求人事業所への応募ができるホームページ「福祉のお仕事」を開設しています。

山口県福祉人材センターホームページアドレス

http://yamaguchi-fjc.jp

“やまぐち福祉・介護職”応援大使「レノ丸」

主な取組

＊「福祉の仕事就職フェア」の開催
＊「福祉の仕事相談会」の開催
＊ 社会福祉施設・事業所での職場体験・見学
＊ 福祉従事者の資質向上の支援（貸付等）
＊「離職時の届出制度」届出登録
＊「福祉の仕事」魅力発信、PR 啓発

「福祉の仕事就職フェア」の様子です。

現在の求人動向等について

☞平成27年度現在の福祉従事者は、386万人

平成20年度から平成27年度における各産業の就業者人口については、多くの産業が横ばいから減少傾向であるなか、医療及び福祉（社会保険・社会福祉・介護）が増加しています。特に、福祉は、平成20年269万人から平成27年386万人と大幅に増加しています。（グラフは、総務省労働力調査から）

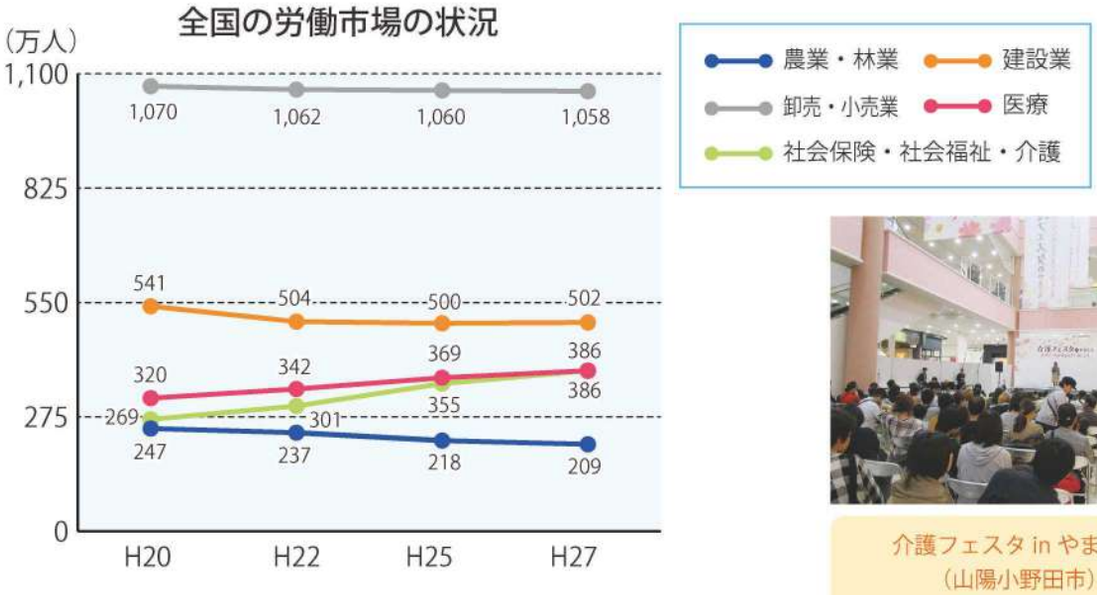

介護フェスタ in やまぐち
（山陽小野田市）

～介護福祉士資格保有者を生涯支える「離職時の届出制度」～

■対象資格及び研修

＊介護福祉士
＊介護職員初任者研修
＊介護職員実務者研修
＊旧ホームヘルパー養成研修１級
＊旧ホームヘルパー養成研修２級
＊旧介護職員基礎研修

社会福祉法の一部改正により、2017年4月1日から介護福祉士資格等をお持ちの方は、離職時に、都道府県福祉人材センターに届出ることが努力義務となりました。また、就業中でも介護福祉士資格をお持ちの方は届出ができます。

さらに、努力義務ではありませんが、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、旧ホームヘルパー養成研修1級・2級課程、旧介護職員基礎研修を修了された方も届出ることができます。

山口県福祉人材センターでは、届出、登録していただいた方々に、介護に関わる最新情報の提供や研修によるスキル維持・向上のサポート、就職の意向をもった時には、最適な就業場所を紹介するといったサービスを継続して提供しています。

福祉サービスの質向上のための取組を行います

経営環境や利用者の意識の変化に伴い、社会福祉事業の経営者は、常に利用者の立場に立って自ら積極的にサービスの質の向上及び経営の透明性の確保経営に向けた取組が求められています。

利用者や家族の方々の安心と信頼が得られるように、社会福祉事業者が福祉サービスの質の向上、改善を図るための取組がすすめられています。

福祉サービス第三者評価の実施

福祉サービス第三者評価事業は、公正・中立な第三者評価機関（県社協）が、専門的かつ客観的な立場から福祉サービスについて評価する仕組みです。

その結果を公表することで、福祉サービスを利用する方や、家族が適切なサービスを選択するための情報源のひとつとなります。また、社会福祉事業の経営者にとっては、福祉サービスの質の向上・改善を図るきっかけとなります。

第三者評価受審件数

平成27年度	14施設
平成28年度	24施設
平成29年度	17施設

山口県内の福祉サービス第三者評価の評価結果は、県社協のホームページにおいて公開しています。

http://www.yamaguchikensyakyo.jp/

あなたを支援します　～山口県福祉サービス運営適正化委員会～

利用している福祉サービスについて、苦情・要望・不満はありませんか。

山口県福祉サービス運営適正化委員会では、福祉サービスの利用者からの苦情や相談の解決を通じて、福祉施設・事業所における苦情解決を活かした福祉サービスの改善、向上のための支援を行っています。

福祉に関する苦情の受付対応

利用している福祉サービスについての苦情や要望、不満は、その福祉サービス事業所に相談し、話し合いで解決されることが望ましいものです。話し合いで解決しない場合や事業所に直接言えないときは、山口県福祉サービス運営適正化委員会にご相談ください。

利用者と福祉施設・事業所との話し合いによる解決のお手伝いを行っています。

相談を申し出ることができるのは、福祉サービスを利用している本人又はその家族、代理人です。また、民生委員・児童委員、施設職員なども相談・苦情を申し出ることができ、匿名での相談も受け付けています。電話、来所、FAX、Eメールでも相談を受け付けています。

たとえばこんなこと

・ゆっくり風呂に入らせてほしい
・職員の言葉や態度に傷つけられた
・施設でケガをしたのに家族への説明がない　など

巡回訪問

福祉施設・事業所を訪問し、苦情、要望、意見等をお聴きして、必要に応じて相談、助言を行っています。

山口県社会福祉協議会のあゆみ

昭和26（1951）年	山口県社会福祉協議会設置 第1回山口県社会福祉大会開催
昭和29（1954）年	山口県社会福祉協議会法人化 県内全市町村社会福祉協議会結成
昭和34（1959）年	保健福祉地区組織活動の推進（～45年） 山口県社会福祉会館建設
昭和36（1961）年	「地域社協充実強化方策」策定 地域社協の法人化に向けて組織強化
昭和39（1964）年	山口県民生児童委員協議会設立
昭和41（1966）年	「市町村社協の事務体制強化方策」策定 市町村社協の活動強化、専門職員設置
昭和43（1968）年	「市町村社協当面の振興方策」策定 在宅者援護を中心とした福祉活動の実践促進
昭和45（1970）年	３Ｌ福祉運動の提唱 〈生命（生活）を大切に愛情（連帯感）を持って谷間（福祉）に光を当てる〉 住民の福祉増進のため、ボランティア活動在宅援護活動の積極化を図る
昭和46（1971）年	ひとり暮らし老人愛の声かけ県民運動～お年寄りを一人ぼっちにしない～運動の提唱 県社協・県民児協・県老連主唱
昭和50（1975）年	「小地区福祉員設置要領」策定 全市町村社協の共通重点活動として福祉員設置を決定
昭和57（1982）年	県内の全ての市町村社協において法人格取得〈全国1位〉
昭和59（1984）年	「市町社協基盤強化方策」策定 「拠点づくり、人づくり、推進体制づくり、財源づくり」をスローガンに市町村社協の強化
昭和61（1986）年	福祉の輪づくり運動開始
昭和63（1988）年	「福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」策定 地域福祉、在宅福祉の重要性を強調、具体的な推進計画、ネットワークづくりの実践
平成 4（1992）年	福祉人材センター開所
平成 7（1995）年	「福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」策定（～平成11年） 事業方社協の推進
平成 9（1997）年	「第6回全国ボランティアフェスティバルやまぐち」の開催
平成11（1999）年	福祉総合相談支援センター開所（～平成20年）
平成12（2000）年	地域福祉権利擁護センター開所 「第２次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画（ネットワークプランやまぐち）」策定（～平成16年）
平成13（2001）年	福祉サービス利用援助事業等運営適正化委員会の設置 生涯現役情報センター開所（～平成14年）
平成14（2002）年	夜間安心電話開設（～平成18年）
平成15（2003）年	生涯現役推進センター開所 法人成年後見支援センター開所 全国社会福祉協議会活動全国会議の開催
平成16（2004）年	福祉サービス第三者評価事業開始
平成17（2005）年	「第３次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画（ネットワークプランやまぐち）」策定（～平成21年） 住民参加による地域福祉活動の推進、地域福祉活動・福祉サービスを担う「人財」の養成確保等
平成18（2006）年	評価・調査センター開所（～平成23年）
平成22（2010）年	「第４次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画（ネットワークプランやまぐち）」策定（～平成26年） 福祉サービス利用者等の支援強化、重層的な地域での支え合いシステム構築、福祉人材確保・育成等
平成24（2012）年	地域生活定着支援センター開所
平成27（2015）年	「第５次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」策定（～平成31年） 共に支えあう「地域」づくり及び福祉を担う「人」づくりの推進、地域福祉を進める「環境」整備

山口県内の社会福祉協議会事務局一覧表

市町名（支部・支所）	〒	所在地		TEL	FAX
下関市（本所）	751-0823	下関市貴船町三丁目4番1号	下関市社会福祉センター内	083-232-2001	083-232-1522
菊川支所	750-0317	下関市菊川町大字下岡枝188番地		083-287-0126	083-287-0999
豊田支所	750-0424	下関市豊田町大字矢田194番地		083-766-0641	083-766-2190
豊浦支所	759-6301	下関市豊浦町大字川棚4892番地1		083-774-1122	083-774-3528
豊北支所	759-5511	下関市豊北町大字滝部3140番地1		083-782-1745	083-782-0501
宇部市（本所）	755-0033	宇部市琴芝町二丁目4番20号		0836-33-3131	0836-22-4393
山口市（本部・北部支所）	753-0035	山口市上竪小路89番地1	山口しあわせプラザ内	083-924-0543	083-924-1398
南部支所	754-0002	山口市小郡下郷1437番地6		083-941-5377	083-973-0611
秋穂出張所	754-1101	山口市秋穂東6570番地	秋穂歴史民俗資料館内	083-984-2549	083-984-2579
阿知須出張所	754-1277	山口市阿知須2740番地		0836-66-2000	0836-66-0003
徳地出張所	747-0231	山口市徳地堀1744番地		0835-52-0100	0835-52-0100
阿東出張所	759-1421	山口市阿東地福上1697番地		083-952-0294	083-952-0690
萩市（本所）	758-0041	萩市大字江向356番地3	萩市総合福祉センター内	0838-22-2289	0838-22-2026
田万川事務所	759-3112	萩市大字下田万1036番地	萩市田万川総合事務所内	08387-2-0277	08387-2-0287
須佐事務所	759-3411	萩市大字須佐4570番地5	萩市須佐総合事務所内	08387-6-2204	08387-6-3906
むつみ事務所	758-0304	萩市大字吉部上3201番地8	萩市むつみ地域世代間交流拠点施設内	08388-6-0237	08388-6-0772
福栄事務所	758-0212	萩市大字福井下3994番地1	萩市福栄コミュニティセンター内	0838-52-0338	0838-52-0340
川上事務所	758-0141	萩市川上4462番地1	萩市川上総合事務所内	0838-54-2645	0838-54-2647
旭事務所	753-0101	萩市大字佐々並2494番地2		0838-56-0856	0838-56-0857
防府市	747-0026	防府市緑町１丁目９－２	防府市文化福祉会館内	0835-22-3907	0835-25-1388
下松市	744-0022	下松市大字末武下617番地の2	下松福祉センター内	0833-41-2242	0833-41-2330
岩国市（本部・岩国支部）	740-0018	岩国市麻里布町７丁目１番2号		0827-22-5877	0827-22-2815
由宇支部	740-1428	岩国市由宇町中央一丁目8番35号		0827-63-3022	0827-63-3522
玖珂支部	742-0326	岩国市玖珂町4961番地		0827-82-3231	0827-82-5449
本郷支部	740-0602	岩国市本郷町本郷2094番地		0827-75-2355	0827-75-2947
周東支部	742-0417	岩国市周東町下久原626番地8		0827-84-1100	0827-84-4911
錦支部	740-0724	岩国市錦町広瀬6487番地の4		0827-72-2211	0827-72-2213
美川支部	740-0502	岩国市美川町四馬神1057番地	美川コミュニティセンター内	0827-76-0069	0827-76-0071
美和支部	740-1232	岩国市美和町西畑135番地1		0827-96-0600	0827-96-0431
光市	743-0011	光市光井二丁目2番1号	光市総合社会福祉センター内	0833-74-3020	0833-74-3073
長門市	759-4101	長門市東深川1321番地1		0837-22-8294	0837-22-4340
三隅支所	759-3803	長門市三隅下518番地		0837-43-2851	0837-43-2851
日置支所	759-4401	長門市日置上5914番地3		0837-37-3937	0837-37-4937
油谷支所	759-4503	長門市油谷新別名803番地		0837-32-0931	0837-32-2810
柳井市	742-0031	柳井市南町三丁目9番2号		0820-22-3800	0820-23-1107
美祢市（本部）	759-2212	美祢市大嶺町東分320－1		0837-52-5222	0837-52-0529
美東地域福祉センター	754-0211	美祢市美東町大田5870－1		08396-2-1686	08396-2-2200
秋芳地域福祉センター	754-0511	美祢市秋芳町秋吉5313番地		0837-62-0322	0837-62-1500
周南市（本部 兼 徳山支部）	745-8529	周南市速玉町3番17号	周南市徳山社会福祉センター内	0834-22-2115	0834-22-2116
新南陽支部	746-0014	周南市古川町1番17号	周南市新南陽総合福祉センター内	0834-62-4981	0834-62-6304
熊毛支部	745-0663	周南市大字熊毛中央町3番7号		0833-92-0027	0833-91-5480
鹿野支部	745-0302	周南市大字鹿野上字サヤノ原910	コアプラザかの内	0834-68-2998	0834-68-2968
山陽小野田市	756-0814	山陽小野田市千代町一丁目２－28	山陽小野田市中央福祉センター内	0836-81-0050	0836-81-0057
山陽支所	757-0005	山陽小野田市大字鴨庄92番地		0836-72-1813	0836-73-2260
周防大島町	742-2106	大島郡周防大島町大字小松144-1		0820-74-2948	0820-74-2988
久賀地域福祉活動センター	742-2301	大島郡周防大島町大字久賀5058	久賀総合センター内	0820-72-1102	0820-72-1102
大島地域福祉活動センター	742-2106	大島郡周防大島町大字小松144-1		0820-74-3305	0820-74-2988
東和地域福祉活動センター	742-2513	大島郡周防大島町大字森655	東和自然休養村管理センター内	0820-78-2207	0820-78-5638
橘地域福祉活動センター	742-2806	大島郡周防大島町大字西安下庄2-1		0820-77-0190	0820-77-2250
和木町	740-0061	玖珂郡和木町和木２丁目15-22		0827-52-8644	0827-53-2822
上関町	742-1402	熊毛郡上関町大字長島4904番地	上関町福祉センター内	0820-62-0695	0820-62-0695
田布施町	742-1511	熊毛郡田布施町大字下田布施3430－1	田布施町中央公民館内	0820-53-1103	0820-53-1105
平生町	742-1102	熊毛郡平生町大字平生村618番地の2		0820-56-8000	0820-56-8020
阿武町	759-3622	阿武郡阿武町大字奈古3081番5		08388-2-2615	08388-2-3615
山口県	753-0072	山口市大手町9番6号	ゆ～あいプラザ山口県社会福祉会館内	083-924-2777	083-924-2792